

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第51号）（行財政局財政部経営改革課）

- 1 市長等が、指定管理者の指定を取り消したこと等により、管理の業務の全部又は一部を自ら行うこととした公の施設（利用料金制が導入されているものに限る。）の使用について、使用料を徴収することができることとしました。
 - 2 指定管理者になろうとする団体の公募，指定候補者の選定及び指定管理者による公の施設の管理に関する事項について，市長又は教育委員会の諮問に応じ，調査し，及び審議させるための委員会を設置することができることとしました。
- この条例は，平成25年11月15日から施行することとしました。

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第51号

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条各号列記以外の部分中「教育委員会（以下）」の右に「第15条までにおいて」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 3 市長又は公営企業管理者は、第1項の規定により管理の業務を行う公の施設（その利用料金を指定管理者に収受させるものに限る。）の使用について、同項の条例に定める利用料金の額の範囲内において、市長又は公営企業管理者が定める額の使用料を徴収することができる。
- 4 前項の使用料の還付、減額又は免除については、第1項の条例の利用料金の還付、減額又は免除に関する規定の例による。

第15条本文中「複数の学識経験のある者その他市長等が適当と認める者」を「次条に規定する委員会（公営企業管理者にあつては、市長の附属機関である委員会）」に改める。

第16条中「事項」の右に「(委員会に関するものを除く。)」を加え、同条を第22条とする。

第15条の次に次の6条を加える。

(委員会)

第16条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第2条本文の規定による公募、同条ただし書又は第4条第1項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、それぞれ委員24人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱

し、又は任命する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、4年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第20条 委員会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(委員会に関する委任)

第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部経営改革課)